

伊平屋村公告第2号
令和8年7月3日

「令和8年度伊平屋村塵芥車購入事業」に係る制限付き一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するため、同令第167条の6及び伊平屋村財務規則（平成4年伊平屋村規則第1号）第98条第1項の規定により、次のとおり公告する。

伊平屋村長 真栄田 孝

1 入札に付する事項

- | | |
|----------|-----------------------|
| (1) 件名 | 令和8年度伊平屋村塵芥車購入事業 |
| (2) 品名 | 塵芥車 |
| (3) 数量 | 2台 |
| (4) 納入場所 | 伊平屋村役場（伊平屋村字我喜屋251番地） |
| (5) 納入期限 | 令和10年3月31日（金） |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札告示日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 沖縄県内に本社又は営業所等を有し、入札参加者又は、入札参加者が提携する自動車メーカーが過去3年以内に当該車両と同等又は消防ポンプ自動車の納入実績があること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (4) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合であつては、それらの資格等を有していること。
- (5) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。

ア 暴力団（伊平屋村暴力団排除条例（平成23年伊平屋村条例第15号）第2条第1

号の暴力団をいう。以下同じ) でないこと。

イ 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。

ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(6) 入札参加者又は入札参加者が提携する自動車メーカーは、品質管理体制を確保していることとし、品質マネジメントシステムの国際規格である ISO 9001 の認証を取得していること、又はこれと同等以上の品質管理体制を有していること。

(7) その他、仕様書通りとすること。但し原則、仕様書の変更は不可とする。

3 契約条項を示す場所

伊平屋村ホームページに掲載

4 質疑応答

質問先	〒905-0793 沖縄県島尻郡伊平屋村字我喜屋251番地 伊平屋村役場 住民課 担当：芝田 梨乃 電話：0980-46-2834 メール： rino.s@vill.iheya.lg.jp
公告期間	令和8年7月3日(金)～令和8年7月16日(木)午後5時までとし、質問受付けは令和8年7月10日(金)午後5時までに(様式第3号)による担当へのメールのみとする。
質問に対する回答期限	令和8年7月15日(水)午後5時までに、伊平屋村ホームページに順次掲載する。

5 入札参加申込みの期限等

申込期限	令和8年7月16日(金)午後5時までに必着
申込先	質問先と同じ
提出書類及び指名通知	各種様式により書類をPDF化して担当へメールにて提出すること。なお、メール送信後は必ず確認の電話をし、原本は入札時に提出すること。 ① 入札参加申込書(様式第1号) ② 過去3年以内の納入実績 ③ 全部事項証明書及び納税証明書 ※上記、入札参加資格を村で精査し、資格のない者と判断された場合は通知書により通知する。

6 入札の日時等

入札方法	現地入札
入札日	令和8年7月22日(水)午後2時
入札場所	伊平屋村役場1階会議室
入札時提出書類	① 入札書(様式第2号) ② 代理人が入札する場合は委任状(様式第4号) ③ 入札参加申込書(様式第1号) ④ 過去3年以内の納入実績 ⑤ 全部事項証明書及び納税証明書
入札保証金	伊平屋村財務規則第102条第2項の規定に該当する場合は免除(但し、落札者が契約を締結しない場合は損害賠償金として見積金額の100分の5を村に納付しなければならない。)

7 契約保証金

伊平屋村財務規則121条により決定する。

8 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (4) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
- (5) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (6) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (7) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (8) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (9) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (10) 鉛筆等、容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (11) 再度入札(2回目・3回目の入札)の前の入札に不参加の者がした入札
- (12) 郵便による入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

10 その他

- (1) 入札参加者は入札条件等を熟読して入札に臨むこと。
- (2) 自然災害等により船が欠航となった場合、開札は延期とする。延期後の日時は、追って伊平屋村ホームページへ掲載する。
- (3) 当該入札をしようとする者が1者であった場合、入札を延期若しくは、取りやめることがある。

11 問い合わせ先

伊平屋村役場 住民課 (担当：芝田 梨乃)

〒905-0793 沖縄県島尻郡伊平屋村字我喜屋 251 番地

電話：0980-46-2834 FAX：0980-46-2956

(平日午前9時～午後5時 ※但し、正午～午後1時を除く)

メールアドレス：rino.s@vill.iheya.lg.jp